

不動産を用いた相続税対策を巡る 最新判例・裁決事例紹介



日時 2018年 **6月7日(木)**

受講料 **25,000円** (資料代・税込) ※各種会員割引あり

13:30～16:30 (受付開始13:00)

会場 **TAP高田馬場**

定員 **60名**

講師紹介



金井公認会計士・
税理士事務所 代表
公認会計士／税理士

金井 義家 氏

1973年 東京都生まれ。早稲田大学政治経済学部卒

1996年 株式会社北海道拓殖銀行入社

1998年 東京都庁入庁

2003年 新日本有限責任監査法人入社。大手企業の監査経験を積む。

2009年 税理士法人タクトコンサルティング入社。

税理士として資産税に係る幅広い実務をこなす。

2014年 独立。金井公認会計士・税理士事務所代表。

資産税のプロフェッショナルとして活躍中。

公益社団法人全国野球振興会(日本プロ野球OBクラブ) 監事など役職多数。

「相続対策で消える富裕層、生き残る富裕層」(日本法令)他執筆多数。

講座内容

**1 被相続人が、相続直前に同族会社から建物を取得した行為に
相続税法64条1項が適用 [平成27年1月6日裁決]**

**2 不動産取得による相続税節税策に総則6項が適用。
決定的なポイントは「銀行の貸出稟議書」にあった
「相続税対策を目的」の一文 [平成29年5月23日裁決]**

**3 実行すると相続税が増加する「不動産の法人化」が
説明義務違反になる危険性を検証
⇒DESによる損害賠償事件(いわゆる「アイリス事件」)との比較**

会員割引

※1 無 料:東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用

※2 30%off:大阪定額制クラブ会員割引対象者

※3 20%off: TAP実務家クラブ会員、相続アドバイザー協議会認定会員

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。➡

TAP 実務セミナー 🔍

 FAX:03-3208-6255

2018年6月7日(木) 開催

不動産を用いた相続税対策を巡る 最新判例・裁決事例紹介

受講申込書

ご記入月日	年 月 日		
ふりがな			
事務所名 または会社名			
事業所または 会社所在地 ご住所	〒	TEL	※携帯電話など必ず連絡がつく番号をご記入ください。
		FAX	
ふりがな		E-mail	
参加者名			
業 種	☐ 弁護士 ☐ 税理士 ☐ 公認会計士 ☐ 司法書士 ☐ 不動産鑑定士 ☐ 行政書士 ☐ 社会保険労務士 ☐ 土地家屋調査士 ☐ 中小企業診断士 ☐ FP ☐ 金融機関 ☐ 証券 ☐ 保険 ☐ コンサルティング会社 ☐ 不動産業 ☐ 住宅・建設 ☐ その他()		認定区分に○印 AFP・CFP® 番号

☐東京定額制クラブ会員 ☐左記以外の会員 ☐一般 ☐TAP実務セミナー利用券使用(No.)

●本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。「受講申込書」が届き次第参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAXいたします。

●お申込み多数の場合は、事前に締め切らせていただきます。また、事前入金による先着順とさせていただきますので、予めご了承ください。

弊社は不動産鑑定のエキスパート集団です。セミナーの休憩中、終了後に不動産鑑定士による『不動産概算評価・机上広大地判定(無料)』のご相談をお受けいたします。当日、実際の案件(資料)をお持ちいただければ、できる限り対応させていただきますので、受付スタッフまでお気軽にお申し付けください。
※当日中にご回答できない場合がございます。予めご了承くださいませ。

〈TAP高田馬場〉

【所在地】

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

【交通アクセス】

JR山手線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分

西武新宿線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分

東京メトロ東西線 高田馬場駅(3番出口)より徒歩6分

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

TAP 株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階
TEL.0120-02-8822/FAX.03-3208-6255

 <https://tap-seminar.jp>  seminar@t-ap.jp

